

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る日向市社協の方針等について

(令和2年4月27日現在)

1. イベント等について

市内における感染症の拡大を防止するとともに、市民の命と健康を守り、市民生活の維持確保を最優先するため、令和2年9月までの社協が主催または共催するイベント等(※1)を中止または延期します。

※1 イベント等の定義

- (1) 不特定多数を対象として開催するもの
- (2) いわゆる「三密」の条件を満たすもの

※2 出席者が特定されており、「三密」の条件を満たさない小規模で重要な会議等は除きます。ただし、実施にあたっては、必要な感染症予防対策をとります。

2. マイクロバスの運行について

「三密」の環境であり、特に高齢者や子どもの参加がある場合に留意が必要であることを踏まえ、令和2年9月まで運行を中止します。

3. 総合福祉センターの貸館について(東郷支所は本所に準じる)

消毒エリアを限定するため、使用を許可する部屋を研修室と集会室のみとします。利用者数の上限を、研修室9名、集会室30名とします。

4. レクリエーション機材及びチャイルドシート貸出について

完全な消毒が難しい状況にありますので、令和2年9月まで貸出を中止します。

5. 職員の検温と熱発時の対応について

出勤前に体温を計測し、記録をします。37.5℃以上あった場合は、出勤を停止します。

6. やむを得ず特定警戒都道府県へ往来した職員の服務

やむを得ず特定警戒都道府県(※1)へ往来した職員は、帰宅後は、2週間の「在宅勤務」の取り扱いとします。

(※1)東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県。

7. 特定警戒都道府県からの帰省者等との接触が想定される職員の服務

可能な限り、帰省(来市)を控えていただくよう要請します。やむを得ず帰省しなければならない場合は、帰省者等に対して2週間の外出等の自粛と、職員とその家族についてもマスクの着用や三密を避けるなどの感染拡大防止策の徹底を要請します。

施行日 令和2年4月27日

(文書取扱 総務課総務係)